

犬や猫のふんが毎日のようにあり、当然その砂場の砂には、その犬、猫の尿が染み込んでいるという、こういう状況から見た場合、公園を開放感をもってするのだとかということも大事でしょうけれども、もととは児童幼児の利用が目的であって、その利用者が要求をしている、フェンスを張って、犬や猫をこの砂場には入れてほしくないという、そういうようなところで、なぜそれができないのかという、何か法的根拠があるのでしょいか。私が公園法をちょっと勉強させていただいて、私の方の認識不足ならあれですけど、私は児童公園というのは、児童幼児の利用が目的であるという点で見ました場合、児童幼児が安心して使えるような、利用できるような公園にすることが、この都市公園法に一番合うものではないかというふうに考えるので、どうでしょうか。

それと同時に、現状の今の砂場の状況を見まして、そういうふうに犬、猫のふんや尿があるということについて、皆さん方は不衛生というふうにお考えなのかどうなのか、その点をぜひ聞かせていただきたいと思っています。そしてもしその砂場にフェンスを張るとしたら、予算はどれぐらいでできるのでしょうか。やる気がないから計算されてないかもしれないけれども、ただ皆さん方はいろいろなところの、そういうフェンスの工事をされていますから、おわかりだと思えますので、ぜひその点を教えてください。

次に老人性の白内障の関係です。少し静かにしてください。この老人性白内障の医療助成事業につきましては、確かに今、市長が他市に先駆けて行ってきた施策だと、そうですね。今現在、多くの自治体が平成三年度四月から実施した自治体が一番多いわけです。十市ありますね。七月から一市。十月から一市。それより以前に、昭和五十七年に二市行ってまして、五十八年に一市、この助成事業を行っています。他市に比べて公平性や均等性を考慮して、こういうような助成の条件というのでしょうか、そういうものにしたのだというふうに言われました。だから行ったばかりだし、この対象者拡大については、今のところ考えていないのだというふうな答弁がありましたけれども、私はこれでふしぎなんですけど、この老人性白内障のこの助成事業は、登壇しても申しましたけれども、私は大歓迎するものです。これを前提に質問をさせていただきますので、誤解のないようにお願いします。

昭和五十七年の二市、中央区と東大和市が昭和五十七年五月と十一月から実施しているのです。文京区

は五十八年四月から行っています。あとの市や区は今年度、平成三年の四月から行っているわけです。この福生市が行う以前の、中央区、東大和市、文京区を見ますと、所得制限のところは都の老人医療費助成基準額というふうになっているわけです。

今現在、ことしの十月までやるところはありますけれども、その自治体は十五の区と市です。その中で所得制限のところを見ますと、都の老人医療費助成基準額が一番多いのです。十の区と自治体です。そして住民税の非課税、これは福生市がそうですけども、福生市を含めて三つです。所得税の非課税というのが一つです。私はちょっとよくわからなかったものですから、税務課の職員にちょっとよく聞いてみました。この都の老人医療費の助成基準額が所得制限になると、これは六十五歳以上の高齢者の二人暮らし、先ほど登壇して言いましたが、二人暮らしで、夫が妻を扶養した場合、年収はどうなるのか。年収は幾らなのかと、これは本当に平均的なところしか出ないのですけれども、しかも公的年金の収入しかないというふうに限定了した場合、この都の老人医療費の助成基準額と、住民税非課税額と、所得税非課税額のそれぞれの年収を計算してみました。いろいろ教えていただいたのですけれども、都の老人医療費助成基準額だと同じ条件で、今言いました六十五歳以上の高齢者二人世帯で、妻が扶養家族で、扶養家族となるから扶養家族一ですよ。公的年金の収入だけで、あと何の収入もない人。これで見ますと、都の老人医療費助成基準額は、約三百七十万から八十万ぐらい。年収ですよ。年金収入です。所得税非課税額ですと、約三百万。住民税非課税額ですと、先ほど登壇して言いました約二百六十七万。こういうことになるわけです。ですから福生の白内障の対象者を見ますと、この中で約二百六十七万のところには当てはまるわけです。ですから二百六十八万になると、もうこれは当たらないわけです。だけど都の老人医療費の助成基準額を取っていますよ。自治体に行きますと、これは助成がされるというふうになっているのです。先ほども言いましたように、この三年四月から事業が始まったところがたくさんあるのですけれども、そのほとんどが都の老人医療費助成基準額を所得制限として取っているわけです。なぜ福生市は住民税非課税としなければならなかったのでしょうか。そのところを教えてください。いろいろ思います。いろいろこの四月から実施するに当たって、いろいろな自治体や、これまで実施している自治体にいろいろ調査され、

研究されて、こういうような福生市の助成事業ができたというふうに思うのですけれども、なぜ福生市を入れて三つしかない。こういうところで住民税非課税というふうにしたのでしょうか。そのところが私にはよくわかりませんので、ぜひお願いしたいと思えます。それをお聞かせください。

それと在宅福祉施策の関係ですけれども、これから福生市も福祉センターが建設されて、高齢者福祉が大きく前進するというふうに考えています。しかし福祉センター、これから建設を始めるところでありまして、まだまだ一定の期間がかかるということはこれは間違いない、皆さん共通の認識のもとにあるというふうに思いますが、現状でちょっと具体的に質問させていただきたいというふうに思いますが、先ほど登壇して言いましたショートステイ・サビス、これは福生市と秋川市と羽村町、すべてのこの今申し述べました福生市、秋川市、羽村町はショートステイ・サビス、入浴サビス、給食サビスにつきました。全部秋川のコスモ園に委託しているわけです。自己負担額なのですけれども、ショートステイですと、福生市は二千五百円です。秋川市は千七百円、羽村町は無料です。入浴サビスは一日、福生市は三千円で、秋川市は八百円です。羽村町は無料です。給食サビス週一回、福生市は二百五十円です。秋川市は三百五十円、羽村町は無料です。

福生市を含めて三つの自治体が、同じところに委託をしているにもかかわらず、なぜこんなに自己負担額が違うのか。いってみれば私はショートステイにしても、入浴サビスにしても、秋川市と福生市と羽村町と、この自己負担額が違いますけれども、安いところは手抜きの入浴をしているというふうには考えませんし、それなりにその自治体が負担をしているというふうに、常識的にはそういうふうには考えられるわけですけれども、この違いはどういうところにあるのか、ぜひ、今政府が在宅福祉を強調している中で、こういうことが起きているということは、どうしてこういうふうになっているのか。私は福生の高齢者福祉も、皆さん頑張っておられるという認識の中で考えると、ぜひこのところを教えてくださいたいというふうに思うのです。

それと高齢者の、政府が言う在宅福祉を充実するのだといって、十カ年戦略を打ち出してきまして、在宅福祉で高齢者の福祉をこれからはやっていくのだというような政府の考えですよね。こういう中でデ

・サビスやデイ・ホーム、いってみればひとり暮らし高齢者の皆さんや、寝たきり高齢者の皆さん、そしてその家族の皆さん方の福祉を増進していくのだというふうに、これは政府が旗を振って行っているものですけれども、福生市では政府がこの十カ年戦略を出して、これまで私も再三質問してまいりましたけれども、そのたびに答弁は、「福祉センターができてから」とか、「高齢者の実態を調査してから」とか、いろいろなことを答弁されるわけですけれども、私はこれは早急にやっていかなくてはならないというふうに思うのです。確かに福祉センターができればできない事業もあると考えます。しかし今すぐ手を打てば、できる事業もたくさんあると思います。それは今私が申しましたこの三つのサビスをとりましても、これはすぐできるというふうに思うのです。福祉センターができなくても、これはすぐできるというふうに考えますけれども、そういう点ではどういうふうに考えられているかお尋ねしたいと思います。

○福祉部長（石川和夫君）　まずアトピー性皮膚炎の関係でございすけれども、現状調査したのか、また対策、指導方法はどうかというふうなことでございすけれども、これにつきましては市で健診を行っております一歳六カ月健診でございすけれども、元年度、二年度調査した結果がございすので、御報告させていただきますけれども、元年度は健診者七百二名でございまして、そのうち十七名がアトピーだというふうにされております。二年度も同様、受診者が七百二名で、アトピーが十九名というふうな結果が出ております。

これにつきましては専門医、あるいは保健婦等の指導を行っておるわけでございますけれども、その中でやはりそれぞれ対応の仕方があるわけですけれども、個別相談にいたしましたしまして、正しい知識、あるいは不安を解消するというふうなこと、そのような指導をしておるところでございす。そんな形で今後もそのような形でやっていきたいというふうに考えております。

それから白内障の非課税にした理由ということでございますけれども、これにつきましては初めての事業というふうなことから、現在も六十五歳以上、四千何名もおられる方もおるわけですが、やはりこれからの福祉を考える中で、一応一定の条件といひましようか、ラインとして非課税とさせていただきますというところでございす。

それから在宅福祉の関係でございますけれども、ショートステイ、入浴、給食等につきましては、福生市の場合には現在社会福祉協議会に委託いたしまして、その事業を進めておるところでございます。これにつきましては当時廃止したときの額で、現在に至っておるわけでございまして、秋川市におきましては下がったということは、ショートステイにつきましては千七百円、入浴八百円、給食三百五十円というような形でございますけれども、昨年でしたか、羽村町はコスモ園を高齢者在宅サービスセンターという位置づけをいたしまして、実施したというふうな経緯の中から、秋川市におきましては、若干減額になったんではないかというふうに考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、福生市の現在の自己負担につきましては、今後これからも進めていかなければならない在宅福祉については、これらにつきましては、やはり応分の負担をしていただかなければならないという観点から、このような形を進めさせていただきたいと思います。

それから在宅福祉十カ年戦略というふうな形の中で、国が昨年打ち出したわけでございますけれども、先ほど市長からも御答弁させていただきましたけれども、福祉センターにおきまして、デイサービス等を実施する考えでいるわけでございますけれども、これから二十四時間、あるいはナイトケアというふうな形を進めていくには、やはり専門的な施設を利用した形の中でやっていった方がいいのではないかと思います。ような形の中で、今後これらについて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君）　まず報償金の件の御質問の中で、回収状況は昨年と比べてどうなっているのかという御質問でございますが、ことしの四月、五月と昨年の四月、五月を比べましたところ、昨年の四月、五月は百九十三・九トン、約百九十四トンでございます。ことしは二百七トンほど回収していただいていると、こういうことでございますので、率からしますと約七・三％ほど、いわゆるPTAだとか、子供会だとか、いろいろ回収の市民団体の方から、そのようにふえて回収をしていただいたと。まあこれは二カ月の間でございますので、さらに六月、七月になるとどういうふうになるかちょっとわかりませんが、けれども、現在のところふえているということでございます。

次に報償金を含めて、ごみ減量対策委員会等でどういうような論議をされて、どういうお考えであるか

という御質問でございますが、その中ではごみ減量はただ報償金ばかりじゃなくて、いわゆるごみ問題の現況をもう少し市民に訴えた方がいいのではないかと、こういうような御意見でございます。例えば施設の見学会をふやすとか、あるいはPTAだとか、子供会さんなどの大勢の集まるところに行きまして、現在の福生市の置かれているごみの問題、さらにはこれは日本と言っては語弊がありますが、全国的な規模のごみ問題のことについて、もう少し市民にお知らせするといえますか、認識を持っていただいた方がいいのではないかと、こういうような御意見がございます。そういうようなことでございまして、ただ料金ということではなくして、そちらの方にも重点を置かなければいけないのではないかと、いうふうに思っているわけであります。

例えましては、例えば商工会の青年部にも、現在のごみの問題ということで、私の方で説明会等もしたという経過もございます。そのほかにもある町会でもごみのことについていろいろ話したいから来てくれないかと、こういうような要請がございまして、私の方の職員が行って現況を訴えたいですか、現況はこうであるからひとつごみ減量に協力していただきたいと、こういうようなことでお願いをしているところがございます。

次に、ごみ減量のひとつのスーパーに対してのトレイの回収のことで、昨年来から御指摘のように御質問がございまして、私の方でもいろいろ検討し、あるいは電話等でもいろいろ調査はしておるわけでございまして、今回秋川のスーパーで、システムとして行われた問題でございまして、この業者は広島にございまして、現在一つの工場で行っているというふうに聞いておりますが、こういうことがヒットするというのを、一つの企業の目的としているのだらうと思いますが、全国に五工場ほどつくりまして、さらにこういう回収店の、いわゆる特約店といえますか、そういうようなことを兼ねて、五千店ほどのいわゆる回収ルートをつくりたいというように検討をされているということでございます。このことはどういうルートになっているかと申しますと、そのスーパーで生鮮食品を買いますとトレイがついてきます。そのトレイを御家庭で食品と一緒に持って帰りまして、食べたものは、トレイをそのスーパーのところに持っていく。そうすると三十枚ほど集めていただくと、いわゆるトレットスーパーというのですか、そういう

ものでお返ししていただくと、そういうことでトレイの回収を早める。そのスーパーは、今度は問屋を通して、広島の方の工場に持っていく。広島の方の工場ではそのトレイを原料を、いろいろ化学分析やら、いろいろなことをして分析しまして、分解しまして、他の原料にする。いろいろのプラスチック製品にしたり、ハンガーの原料にしているというようなことでございます。

したがって販売業者から、今度は売る方から回収の業者に回して、ただ販売製品とトレイとが、同じでございませんです。販売製品というのは、魚屋さんのところから来ますので、そのところの辺がちょっとまだどの程度になるかわかりませんが、トレイの一つの画期的なといえますか、そういうようなことで研究をされているというのが、私の方で知っているとどこでございませう。この制度は、普及すれば、かなりトレイの問題については解決ができるのではないかというふうには思っておりますが、そのようなことでございます。

それから次に、市内のスーパーとの関係はどうなのかという御質問でございませう。これにつきましては、私の方でもいろいろスーパーの方にトレイの問題、ごみ減量の問題、すべてを含めて、スーパーの方にもお願いに行っているわけですが、本社とか支店に対して行っているわけですが、その席ではごみ減量についてのことはいろいろ、我が社といいますが、相手のスーパーの方でもいろいろ考えている。いろいろなことを検討されているのですが、一つは販売ルートの問題がありまして、あるいは今までのつき合い等の問題がございまして、なかなかその対応ができていくのであると。今後いろいろな機会を通じて検討していくと、こういうような話でございませう。さらに私どももごみ減量について、協力をお願いをすると、こういうことで帰ってきているということでございますので、機会あるごとに、そのことについてはお願いをしているということでございます。以上です。

○建設部長（小野光明君）　続きまして公園の管理、運営についてでございますけれども、利用上のいろいろと問題でございまして、マナーの問題が非常に大きいのだと思いますが、やはり公園ができた場合に、その管理というのはいくつかいろいろな問題が出てくるわけでございまして、一つの施設をつくると、想像しないいろいろなトラブルがあって、いろいろとうちの方としても苦労しているわけでございませう。

も、管理上としては砂場を、今現在大きい公園ですと、児童遊園とか児童公園を含めて全体として週に二回ぐらい回っております。それから小規模な公園等につきましては、月に二、三回回っているわけでございます。そういう中で十分配慮を加えるとともに、砂場も今、年に一回から二回取りかえているわけでございませうけれども、その辺を今後十分どういうふうにするかを考えてみたい。

それからあとフェンスで囲むということにつきましては、やはり利用が、砂場遊びとともに、例えば砂場の中にブランコがあったり、遊具施設があったりする場合、それを全部囲むようになってくる施設もあるわけでございまして、そういうふうなことを考えると、ただ単に砂場だけを囲うということが、果たして囲ってフェンスをつくって、そこにかぎをかけたときに、それをまた大人がいたずらして、また開いたら、もともとで開きっぱなしになっていたりする、また管理の問題が出てくるというふうなこともありますので、現状ではちょっと難しいというふうな解釈をしております。そういう面で単価等については、現在計算しておりません。

いずれにいたしましても施設ができました以上、その管理運営については適切なものを図らなければならぬと思いますので、ただいまの御質問の衛生上という問題については十分、調整して今後も進めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤星人君）　十一時十分まで休憩をいたします。

午前十時五十四分　休憩

午前十一時　八分　開議

○議長（赤星人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○十二番（原　敏子君）　それではアトピー性皮膚炎から。そうしますと福生市としては、一歳六カ月健診のときに、先生に診ていただきますね。そういう中でアトピー性皮膚炎は、ほかの病気もそうでしょうけれども、それも調査をして、先生とか専門医とか、保健婦さんのその後の指導を進めているのだということ、よくわかりました。

この一歳六カ月だけですか、行っているのは。例えば——大体そこでわかって、追跡調査というのでしょうか、そこから先は、言ってみれば乳児から幼児に変わり、小学校、中学校というふうには子供が成長していくわけですけれども、そういう段階で福生市としては、例えば保育園児だとか、小中学校の子供たちの、そういうような、そういう調査をする機会はあるのでしょうか。いろいろな健診診断をやっておられますね、当然ですけれども。そういう中でアトピー性皮膚炎というような項目というのでしょうか、そういうような形で調査をされているのかなあというふうに思うのです。

それと同時に、先ほども言いました、蔵市立病院の小児科部長であるアトピー性皮膚炎の専門医であります松延先生が言われるには、問題は先ほど言われましたけれども、ダニだとか花粉だとか、食べ物からくるわけですね。もしもなぜそうなるかという検査は、血液検査でわかるのだそうです。血液検査をすると、その子が何の原因でこのアトピー性皮膚炎になっているかというのがあるのだそうです。もしも食べ物というふうにはわかった場合は、先ほども言いました除去食療法というのがあるのだそうです。アレルギーにならないものを食べると。で、先日こういうのが記事にあったのですけれども、保育園の子供で、こういうふうにはアトピー性皮膚炎にかかった子供は、食べられないものが当然あるわけですね。そうした場合、給食ですけれども、除去食給食というのをやっているのです。これは東京では品川区、大阪の吹田や、神奈川県、川崎の川崎などでやっているのだそうです。千葉県の船橋は、もう六年も前から全部の保育園で、除去食給食を実施しているというふうに言われています。そしてこれは保育園などの給食ですけれども、墨田区や、兵庫県の尼崎市では、一歳六カ月健診のときにやるのではなくて、アレルギー乳児健康診断を制度化して行っているそうです。今全国にアレルギー性の疾患がふえていく中で、いろいろな施策が各自治体で取られているようです。私は一歳六カ月健診のときに、こういうような健診も行っておられる、この福生のやり方も、やっていないよりはいいのですけれども、ぜひこのアレルギー乳児健康診断というのをやっていただいたり、また当然窓口相談に來られれば、当然保健婦さんがその相談に乗っておられると思いますけれども、制度的に乳児アレルギー健診などを実施していただきたいというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

それと、この子のアトピー性皮膚炎の原因は何かというように検査をするのに、血液検査は非常に高く、平均では約二千五百円かかるのだそうです。多いときは一万円を超えるのだそうです。この検査をする費用だけで、いってみれば糖尿病などの場合、食事療法をするときは全部保険でいくのです。しかしこのアレルギー性疾患、アトピー性皮膚炎などは、保険が今の時点では適用されていないのです。そうしますと、このようにアトピー性皮膚炎になった子の家庭では、除去食療法だとか、こういう指導を受けるために、非常に大きな医療費が消費されるというふうにも言われています。ですからぜひとも白内障ではありませんが、保険が適用されるまで医療費の補助制度をしていただきたいというふうにも思います。この点いかがでしょうか。

それと小中学校の子供たちには、どういような実態調査をされているのか、何かされているのだろうかと思えますけれども、それとやはり、最初に言いました保育園などでやっている除去食給食などを、福生ではこういう希望が——ちょっと担当が健康センターじゃないかもしれませんけれども、その辺保健婦さんのお話などでは、何かそういうのがあるのでしょうか。ぜひそこを教えてくださいたいと思うのです。

ごみの関係ですけれども、トレイからちょっと入りましますけれども、昨年の十二月議会でトレイの問題、部長が調査、研究していくのだと、それなりに調査、研究をされたのだらうというふうに思っています。私は今年度予算でも、三年度予算でも、トレイの破砕機をリサイクルセンターで買いましたよね。買ったのです。予算書に載っているから。粉砕機というのかしら、細かくするもの。私はもう一石二鳥だと思うのですよ、トレイをスーパードで使い終わったものを回収してくれて、消費者にはトレットペーパー一個でも何でも還元されて、それがまた福山市の工場へ行って、それが破棄されるのではなくて、また別の製品になつて市場に出てくる。もうごみ減量、ごみ穴の問題と、それとリサイクルの問題と、協力する消費者にもプラスになるという点から見ただけ、私はこの問題をぜひ強力に推し進めていただきたいと思うのです。分別収集とかいろいろ言われてアルミ缶がどうの瓶がどうのと言われるけれども、あのトレイだけはそれしか今方法がないのではないかと思うのです。トレイを再利用する、トレイをごみの中から減らすという



ありますけれども、そうではなくて、福生市としてごみ問題をどう考えていくのかということなども踏まえながら、一定他市とのバランスもありでしょうけれども、ぜひ報奨金のアップの問題、これだけの効果が出ているわけですから、これがもっと増額すればもっと効果が出てくるのではないかと、いろいろに思いますので、ぜひこの点はよくこれから、ごみ減量推進委員会がありますので、皆さんと御相談されて、福生市のごみ減量対策、他市と比べて遜色のない、すぐれているというようなものにしていただきたいと、これも合わせて要望しておきます。

次に公園の関係ですけれども、これはそうすると、例えば砂場にフェンスをするという点では、都市公園法でははいけないというものはいいですね。私はずうっと読んでみるのだけでも、児童公園には砂場が必要だと書いてあるわけですね。その砂場が本来の砂場として利用者が活用できるようにするため、例えばフェンスをすると何かするのには、それはもう同じ一体のものというふうに私は考えるから、そういうものはない。先ほども開放感がどうのこうのというのは言われました。確かに公園というのは、オープンスペースとして機能を有するものであると。だからそういう点で開放感がというような言葉がよく出てくるのだろうというふうに思いますが、ただ砂場を利用する人たちが、どういう人たちで、その人たちが砂場が有効に活用できるというところで、砂場というのが生きてくるのだろうというように思うのです。公園というのが生きてくるのだろうと思うのです。外から見ても、公園があつて、開放感があつて、ああここに広場があつて、いい、いいというものではないと思うのです。都市公園と違うわけだから。大きな公園と違うわけで、児童公園というのは、その児童が遊ぶ遊具施設を置くのが児童公園ですよ。もうこんなのは私が言うことではないのでしようけれども、その遊具が利用する子供たちに十分に活用できる、これが児童公園のそもそもの目的だと思ふのです。そういうところから立って考えたときに、その利用するお母さん方が、とても不衛生で、公園に行つて砂場で子供が遊びたいと言つても手を引っ張るような、そういう砂場では、砂場の意味がないのではないかと、このフェンスを張るのがいいかどうかかわらないけれども、私が素人でポツと考えると、背の低いフェンスをこう張つて、子供でもパチッと、大きな子なら南京錠がシャカツとかかるような、できるような、犬と猫が入らなければいいわけだから、手

がない犬や猫が入れないようなもの、小さな子供がヒョッとこうできるような、そういうものをするぐらいいいのではないかなあというふうに思うのですけれども、そして管理上週二回、児童公園は月二回回っていると言いますけれども、これでは間に合わないですよ。犬や猫は毎日いるのだから。そういう点から見るとどうなのか。

それとさっき答弁がなかったけれども、こういうような犬や猫があそこでふんをして、不衛生だと思われないですか。そのところだけ——いや、思わないなら思わないでいいのですけれども、そこだけ一つイエスかノーかだけ教えてください。

老人性白内障ですけれども、対象者の線を引くのは、一定の線、どこにだって線があるわけだからあれですけれども、なぜ住民非課税というような線にされたのかということなんです。余り根拠がなくて、そうされたのかどうかよくわからないけれども、私は都の老人医療費助成基準額だと、もっと年収が多くても当たるのです。現実に対象者が何人いるかどうか別にして、年収が約三百七十万円までの人なら当たるわけ、百万円違うわけですよ。そうすると、それだけ対象者がふえて、老人性白内障助成事業というのは、もっとも市民の皆さんの中で生きていくと、そういうことで、具体的に言うところ、ほかの自治体が行っているように、都の老人医療費助成基準額に、福生市も所得制限を変えていただきたいというのが質問です。これについてどうでしょう。

それと在宅福祉の関係ですけれども、このショートステイ、入浴サービス、給食サービス、秋川市はコスモホームを高齢者在宅サービスセンターにしたと、そういうふうな位置づけだから、それぞれの自己負担が少なくなったのだらう。福生市は、最初から社協に委託してますね。それで秋川と比べてみたら高いのだと。私は社会福祉協議会というそのものが、福祉を推進するものだというふうに思ってます。そうですよね。福生市の行政だけでしきれない部分を、社会福祉協議会に委託して、福祉をもっと大きくする意味で、こういう社会福祉協議会があるというふうに思いますけれども、おかしいのじゃないかなあと思うのです。片方は、いってみれば秋川市は秋川市直営にしたみたいなき感じですね、高齢者在宅サービスセンターをつくったのだから。社協から離れたから安くなったと、福生は社協にまだあるから高いのだと。

これは絶対私は理屈から考えておかしいと思う。秋川がなぜここで高齢者在宅サービスセンターにしたかというのは、秋川に聞いていないからわかりませんけれども、政府の言う高齢者在宅十カ年戦略の一つのものかなあとこのように思います。この時期にこういうふうにするという点では。そうしたら福生だってそういうふうにするばいいじゃないですか。なぜできないのかなあというふうに思うのですけれども、その点どうなのでしょう。

金額が妥当かどうかという、いいですか、さっきの白内障の関係と見てくださいよ。白内障は年収二百六十何万しかだめなのでしょう。それで片方、ショートステイだって、入浴サービスだって、入浴サービスは一回三千円払わなければだめなんですよね。年金暮らしの人とか、いろいろな人がいる中で、なぜこんなふうに考え方がアンバランスなのでしょうか。

それともう一つ言わせてもらおうと、今入浴サービスだけ取ってみても、中野区なんかはもう巡回なのです。お風呂の車を持って、そのうちへ行行って、入れてあげて、月三回無料です。福生は秋川のコスモホームまで行って、一回三千円です。同じ東京の中に、中野と福生市にたまたま住んでいるだけで、こんな大きな違いがある。福生市は中野区より税金がうんと安いというところはあります。ないですよね。そういう点で見た場合、今福生のそういう点で在宅福祉を見ると、進んでいるところと比べてみると、進んでいるところを見るからおくれているのですけれども、福祉センターができる前に、もっと改善できるものがあるというふうに考えます。

福祉センターができて、デイ・サービスやデイ・ホームができるというふうに、デイ・ホームは今答弁なかったけれども、デイ・サービスができるというふうにあっても、それまで待てる高齢者の方と、待てない高齢者の方があるということ。いつも言われる公平なんだと、均等なのだと言われる、その趣旨を生かされるんだったら、今すぐできることをせひ手がけていただきたいというふうに思いますけれども、その点どうでしょう。

○福祉部長（石川和夫君） アトピー性の関係でございますけれども、先ほど御答弁させていただきましたけれども、一歳六カ月健診のみならず、保健所で行っております三カ月、六カ月、あるいは九カ月、また三

歳児健診等があるわけでございまして、それらの中でも医師、保健婦等によって指導がなされておるわけでございまして、一歳六カ月健診後の関係につきましても、三歳児健診でもチェックができるというふうなことでございます。

また保育園、学校等につきましては、それぞれ健康診断というふうなことも実際やっております、もしそういうふうな中であるならば、そのような形の中で、保母あるいは先生方に連絡があるのではないかと、そんなふうに思うわけでございます。いずれにいたしましても、先ほど申しました補助制度というふうなことでございますけれども、今のところこれにつきましては考えはありませんけれども、これらにつきましては指導等については、今まで以上にやっていきたいと、そんなふうと考えておるところでございします。それから白内障の関係でございしますけれども、非課税世帯、あるいは所得税非課税世帯、あるいは都の老人医療助成基準の額では、金額的には若干の差があるかと思えますけれども、対象人員にしてみますと、福生市の場合そんなに遜色ないというふうなことから、非課税世帯にさせていただいたということでございます。御理解いただければと思います。

それから在宅福祉の関係でございしますけれども、福生市の場合には現在コスモ園にお願いして、入浴の場合には一回、単価契約というふうな形の中でさせていただいておるわけでございまして、平成二年度におきましては、一回一万一千三百円、それから給食については一食六百七十円、ショート・ステイにありましては、一泊二万九千円というふうな形の中でお願いしてございまして、その一部を御負担いただくという形でございまして、先ほど市長答弁にもございましたけれども、これらの単価も年々アップされていくわけでございまして、これらを含めた中で、応分の負担をしていただくということで御理解いただきたいと、そんなふうに思います。以上でございします。

○建設部長（小野光明君） 先ほどの公園のフェンスのことでございますけれども、衛生上ということの御質問なので、先ほど御答弁申し上げましたとおりの中身で、十分対応できるような努力をしまいたいと思っております。御理解のほどをお願い申し上げます。

都市公園法、あるいはその規定の中では、公園の種別、あるいは例えば総合公園とか、近隣公園とかい

ろいろありますね。そういう公園がどういう目的でもって、どういう施設をつくってきて、どういう利用形態であるとかいうふうなことはございます。ただ砂場にフェンスを設けるとか設けないという問題については、それはそういう問題ではないので、そういう規定は全然ございません。

# ○十二番(原 敏子君)

最後だから要望させてもらいます。

アトピー性皮膚炎の関係ですけれども、全国的には患者が年々ふえていくというふうに言われています。そしてアレルギー性疾患が非常に今大きな話題にもなっており、今の地球の環境の問題、食べ物の問題、いろいろな複合的なものから、こういうようなアトピー性皮膚炎になるというようなところで、一度かかると、非常に家庭生活の中でも、多額な医療費や、それと同時に、かかった本人は非常に苦しい思いをするわけです。なかなか適切な指導が、今のところ厚生省もたった五百万円の予算を一九八九年に初めて組んだわけですね。だからまだまだ行政的には始まったばかりのものかなあというふうには感じますけれども、多くの先生方は随分昔からこの問題を取り上げて、いろいろ研究されています。図書館に行きまして「アトピー性皮膚炎」というこういう本を見ますと、こういうのだけで何十冊と福生の中央図書館あるのです。それぐらい今多くの国民的な話題というんでしょうか、いろんな意味で担っているというふうに思います。ぜひこれから福生市としまして、アトピー性皮膚炎につきましては、先ほど言いましたように、乳幼児のアレルギー検診の実施や、そして保育園や学校でのそういう子供たちの実態調査など、アレルギーというような形で、一般の健康診断の中でできることもあるでしょうけれども、アレルギーというような形でぜひしていただきたいというふうに要望しておきます。

それと医療費の補助制度の問題ですけれども、ぜひこれも、まだ他市がどれぐらいやっているかという、先ほど言いましたようにまだ新聞報道を見ましても、まだ随分少ないようでございますけれども、しかしこれからこういう問題は大きな問題となってくるというふうに思います。ぜひこれらも今言いました品川や、大阪の吹田や、川崎、また墨田区や、尼崎市などの進んでいる自治体をぜひ研究していただいて、福生市でも何とかこういう問題を努力していただきたいというふうに要望しておきます。初めてのアトピー性皮膚炎について、アレルギー性疾患について初めてですので、またこれからいろいろ私も勉強させてい

ただいて、またこれは進めていきたいというふうに思います。

続いて福祉部の関係ですからやってしましますけれども、白内障の関係について、部長、対象人員はこの三つの老人医療費助成基準額と所得税非課税、住民税非課税、三つあるけれども、三本建て、いろいろ他の自治体を見るとあるけれども、福生市においては、対象人員はどれを取ってもそんなに変わらないのじゃないことですね。変わらないなら一番多く自治体が行っている都の老人医療費助成基準額がいいのじゃないですか。しかも市民がこの年収でいくと、百万円も年収が今の住民税非課税より多くても受けられるのだったら、その方が格好いいじゃないですか。福生市とあと二つしかないのだから。ぜひこれはこれらの課題だというふうに思います。始まったばかりだから。来年度のときにはこういうふうに変わりますというような声をぜひ聞かせていただきたいというふうに要望しておきます。

在宅福祉につきましては、今言われましたように単価がアップしてもその分は見ているのだと。これは問題を提起しておきます。先ほども言いましたけれども、社協に委託していると、これしかなくて。秋川市みたいに市が直営で高齢者在宅サービスセンターとしたら、負担額が減ったと、市民から見ただけです。よ、少なくとも。それなら市民から見ただけです。在宅福祉戦略を政府が打ち出して、これは福生市の中では、打ち出した中で、こういうのをやりましたというのを、一つはいいとまずいじゃないですか。十カ年戦略だから十年かけてやるのでしょけれども、折り返し点の五年過ぎてこういうのができましたなどというよりも、政府がやってきたわけだから。私は政府のこの在宅福祉十カ年戦略なんというのは余り賛成じゃないです。正直言って。こんなことしないで、もっときっちと高齢者福祉を考えていくべきなんです。日本の政府としては。ところが在宅福祉で、それぞれの自治体に負担をかけるというものが、この政府の十カ年戦略なんです。それすらできないというのは、もっとおくれるということになりますので、今回はこういうふうな問題を提起しました。社協に委託していると、市民の皆さんには自己負担が高くて、市が直営ですと安くなるのだと、それならなぜ社協があるのかということと、安くて市民の皆さんに喜ばれるのなら、福生市が直営でやればいいではないかと、そういうふうに思いますので、これから高齢者福祉の問題はもっともっと大きな問題になってくるでしょうから、この点

もこれからまだ質問していきたいと思いますので、こういう問題提起がありましたので、ぜひ皆さんで検討していただきたいというふうに思います。

最後の公園の関係ですけれども、法的には別に砂場にフェンスを張ろうと、言ってみれば先ほどの答弁をずうっと聞いていると、そういうふうには砂場に犬や猫がふんをしようと尿をしようと、余り不衛生だと思わないと。週二回、月二回回って、年に一、二回砂を変えているから、それで衛生的とは言わないでしようけれども、まあ不衛生とは思わないというのが部長の答弁だというふうに覚えておきます。それと児童公園に、砂場にフェンス、そういう柵をするのが法的にまずい、都市公園法ではまずくないということも、部長が今言われたのでそうだと思います。よくこのところをわかってほしいと思うのです。公園というのは外から見たときに格好いいのが公園でなくて、その公園が市民の皆さんに、その地域の皆さんにどれほど有効的に活用されるか、そういう中で空間としてオープンスペースとして多くの人に活用されるかということだと思ふのです。特に今回私が言っているのは、児童公園ですから、小さな子供たちが安心して遊べる児童公園にするには、どうなのかという点、そういう立場から考えていただきたいと思ふます。利用者がどうなのかという点。

それとさっき部長が言われたけども、ブランコのところは砂場があるのはそんなことないですよ、どんな公園に行ったら。だってブランコに砂場があつてごらんない。砂場で遊んでいたらけがをするのだから。そんなことは絶対、ブランコの下に砂があるというならわかります、そこに砂場があるということはありませんので、だからそういう点では、児童公園は児童幼児の利用が目的であるのだと、そのところを前提にして、その児童・幼児が活用できるような衛生的で、本当に親が安心して、その公園で遊ばせられるような、そういう公園にしていきたい。それには砂場の砂が汚いので、私だってフェンス張りたとは思わないですよ。だけど汚いから、衛生的にしていきたいということなのです。これからもぜひ皆さんで研究していただいて、そのようになるように希望いたします。また今度は違った形で質問したいと思ふます。きょうはこれで終わります。ぜひよろしく願ひします。終わります。

○議長（赤星行人君） 次に四番、吉澤嘉翁君。

（四番 吉澤嘉翁君登壇）

○四番（吉澤嘉翁君） それでは先に通告いたしました五項目の一般質問をさせていただきます。大分時間がなくなっているようなので、少しはしょってやってまいります。

まず居住環境、自然環境について質問をさせていただきます。下の川の田園地区の東側を流れておりまして、福生市にとりまして大変に重要な雨水の排水路でございます。昭和五十年代には福生の雨水が大量に流されるようになりましたし、さらに台風などの降雨量の多いときには、溢水をするとか、溢水しそうになるとか、そういうような問題がございましたし、また夏場になりますと、家庭排水がやはり流れ込んでおりまして、汚水の異臭が大変にひどかった、そういうようなことが周辺の住民の要望がございまして、下の川を埋め立て、暗渠化をして、改修をしていただく、そういうような住民の要望を入れていただきまして、市の方からいろいろやっていただきまして、現在下の川の改修ということで工事が進んでおるわけでございます。ただ、この工事が昭和六十年と覚えていただけますけれども、そのころに計画をされました、六十一年に具体的な設計が終わったと思ひます。六十二年から工事が始まったわけでございますけれども、現在まだその工事が進んでいないということ、長年にわたりまして、当初六十二年に工事が始まりまして状態のところは、荒れ地のまま、要するに泥を被せたままの状態で放置をされていると、そういう状態でございまして、夏場になりますと、大変雑草が繁茂いたしましたして、その場所から蚊ですとか、ハエですとか、その他害虫がたくさん出しまして、住民の不満が募ってきているわけです。

そこでお尋ねをしたいのでございますけれども、現在、JRの五日市線のところのトンネル工事ですか、このところと予算の問題ですとか、いろいろな問題があると思ふのでございます。現在停止したような状態になっておりまして、いつこの工事が完了するのか、その辺のところは不明になっております。この工事の当初の予定と比べまして、かなりおくれしているのは事実でございますけれども、これから先、この工期が完了するのはいつなのか。完了予定日を具体的にお聞きをしたいこと。それから現在工事はどのような状態で、当初の溢水を防ぐとか、異臭を防ぐということの目的から、現在は緊急避難道路ということ